

事務連絡
令和3年5月25日

(公財) 日本動物愛護協会
(公社) 日本動物福祉協会
(公社) 日本愛玩動物協会
(公社) 日本獣医師会
(一社) 日本動物看護職協会
中央ケネル事業協同組合連合会
(一社) ジャパンケネルクラブ
(一社) 全国ペット協会
全日本動物輸入業者協議会
(公社) 日本動物園水族館協会
(公社) 日本動物病院協会
(一社) 日本ペット用品工業会
(一社) ペットフード協会
(一社) 優良家庭犬普及協会

御中

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針
～守るべき基準のポイント～」の策定について

環境省では、令和3年6月1日に、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和3年環境省令第7号）が施行されるに当たり、その円滑かつ適正な運用を図るため、下記のとおりその内容をわかりやすく解説する「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針～守るべき基準のポイント～」を策定しましたのでお知らせします。

所属の動物取扱業者等に周知いただき、適正な事業の実施に当たって、参考にさせていただきますようお願いいたします。

記

「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針～守るべき基準のポイント～」

掲載ホームページ：

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0305a.html